

会員に関する規程

公益財団法人つなぐいのち基金

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人つなぐいのち基金（以下、「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 この法人の目的、事業に賛同する法人及び個人は、代表理事の承認を得て賛助会員となることができる。

(特別会員)

第3条 この法人の目的、事業に賛同する法人及び個人は、代表理事の承認を得て特別会員となることができる。

(賛助準会員)

第4条 この法人の目的、事業に賛同する法人及び個人は、事務局長の承認を得て賛助準会員となることができる。

(ボランティア会員)

第5条 この法人の目的、事業に賛同し、会費に替えて無償役務を提供する個人は、事務局の推薦により、代表理事の承認を得て賛助会員となることができる。

(名誉会員)

第6条 賛助会員、特別会員、ボランティア会員、およびマンスリーサポーターのうち、この法人に特別な貢献をした法人及び個人並びにこの法人に特別な貢献を期待する法人及び個人は、代表理事の承認を得て名誉会員となることができる。

(入会手続き)

第7条 賛助準会員、賛助会員および特別会員になろうとする者は、所定の賛助会員入会申込書を提出しなければならない。

(理事会等への報告)

第8条 代表理事は新たに第2条から第6条の会員となった者について、その属性及び承認した理由を理事会に報告しなければならない。

(会費)

第9条 賛助会員となる法人（個人事業主含む）及び個人は、入会時に、会員の種別に応じて次の会費（年額）を納入し、以後毎年年会費を指定の期日までに納入しなければならない。

2 賛助会員には以下の種類がある。

法人会員 1口 1万円

個人会員 1口 3千円

法人特別会員 30口以上

個人特別会員 30口以上

3 事務局は、上記以外に必要なに応じて会員を設定することができることとする。但し、常任理事会の承認を必要とする。

(会費の使途)

第10条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の対象期間)

第11条 会費は、事業年度ではなく、当該年度の1月～12月を対象とする。

(会費の対象期間と納期)

第12条 賛助会員および特別会員は、原則として12月31日までに、次年の会費全額を納付しなければならない。ただし、年額3万円以上の会費を納入する特別会員にあつては、クレジット決済を前提として分割納入を申し出ることができる。

(中途入会の会費及び納期)

第13条 当該年の中途に入会した賛助会員および特別会員の当該年会費は、入会承認月が上半期（1月から6月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（7月から12月まで）の場合は原則として年額の半額とする。

2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から14日以内とする。

(除名)

第14条 第2条から第5条の会員（以下、単に「会員」という。）が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

① 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき

② 正当な理由がなく会費を3年分以上滞納したとき

2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第15条 会員はいつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、帰納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第16条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補足)

第17条 この規定の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、平成25年12月20日から施行する。

(変更履歴)

平成25年12月20日制定

平成27年5月1日修正

平成29年4月17日改定

令和2年1月24日改定